

登別市事業仕分け調書

平成 21 年度作成

番号	3	事務事業名	老人憩の家整備事業
-----------	---	--------------	-----------

部 名	保健福祉部	グループ名	社会福祉 G
------------	-------	--------------	--------

事務事業コード	13211010	事業開始年度	平成 15 年度	事業終了予定年度	平成 - 年度
----------------	----------	---------------	----------	-----------------	---------

関連事務事業名	
----------------	--

事務事業の実施根拠 (根拠となる法令・条例・規則・要綱等)	種別	5 市単独で実施している事務事業
	法令等名	登別市老人憩の家条例、登別市老人憩の家管理規則、市有集会施設整備要領
	法令等の内容	市有集会施設整備要領は、平成 15 年 8 月に市有集会施設の整備を効率的に実施するため必要な事項を定めたものである。

実施方法	市が直接実施
	民間等へ業務委託または指定管理 (委託先: 指定管理者(町内会等))
	補助金 (補助先:)

事務事業の目的と内容

対象	(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのか。地域や年齢等が限定される場合は詳細に記入)
	各地域において町内会等が指定管理者として管理運営を行っている「老人憩の家」を利用する市民。
事業の目的	(何のために事業を実施したのか。または何のために事業を実施しているのか)
	「老人憩の家」を老人クラブや町内会等が快適に安心して利用できる施設として維持管理し、もって高齢者や地域住民の福祉の充実に資する。
事業の内容	(事業の内容【手段・手法・活動など】)
	「老人憩の家」を適切に維持管理するため、老朽化が進み改修等が必要な施設について指定管理者からの要望に基づき緊急度等を勘案し、事業予算の範囲内で改修等が必要な施設を選定し、当該施設の指定管理者に整備を委託する。 例年、10施設前後の整備を行っている。 主な整備内容 ・屋根の塗装や葺替・外壁・窓枠の改修 ・床・天井の改修・内部補修 ・その他管理上必要な補修等

事業費

区 分			単位	19年度 決算額	20年度 決算見込額	21年度 予算額
事業の財源内訳	国庫支出金	名称	千円			
	道支出金	名称	千円			
	その他	名称	千円			
	地方債		千円			
	一般財源		千円	7,987	7,998	8,000
合 計				7,987	7,998	8,000
上記事業を実施するために必要となる人件費(概算)	職 員	千円	706	698	709	
	嘱 託 員	千円	0	0	0	
	臨時職員	千円	0	0	0	
	合 計			706	698	709
総合計(合計 + 合計)			千円	8,693	8,696	8,709

事業費内訳	(21年度予算ベースの事業費の具体的な内訳【節名ごと】)
	委託料 8,000,000円 (老人憩の家整備委託料)

番号	3	事務事業名	老人憩の家整備事業
----	---	-------	-----------

部 名	保健福祉部	グループ名	社会福祉 G
-----	-------	-------	--------

活動実績

活動指標名 (事業のこれまでの実績【数量・回数・人員等】)	単位	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込み)
整備委託施設数	箇所	10	8	10

成果

事業の成果	(事務事業を実施したことでのどのような成果が得られたのか。現状の成果)
	<p>老人の教養の向上及びレクリエーションのための供与施設として、また、地域の集会や各種サークル活動などの場として、41施設で年間延べ約14万人(平成19年度実績)の市民が、安全で快適に利用できる市の公共施設として整備が図られている。</p>

担当部による評価

事業の自己評価	(事業の今後の方向性、課題等)
	<p>毎年度、一定額の事業費の中で、緊急度等を勘案し要望に対応しているが、対象施設数が多いため、毎年、予算額を上回る要望があり、今後も継続して実施していく必要がある。</p>

他の自治体の状況

比較参考値	(他の自治体での類似事業の状況)
	<p>本市独自の事業である。</p>

特記事項

事業の沿革等	(事業の変遷)
	<p>市内に41施設ある「老人憩の家」の大半は、設置されてから相当の年数が経過しているため施設の老朽化が進んでおり、このため地域からの整備要望は多いが市の財政状況等からすべての要望に対応することは困難であることから、平成15年に新たな公共施設整備方針を策定するとともに、「老人憩の家」については効率的な整備を行うため、市有集会施設整備要領を定め、一定額の事業費のなかで施設整備を町内会等に委ねることとした。</p>